

## 第5 子どもに関する施策に対する外部の意見

### (1) こども会議による子どもの思いや意見及び県の取組状況

#### 趣旨

子どもが自分の権利について知り、自分が大切な存在であると認識すると、他人の権利を尊重するとともに、社会のルールや約束事を守ることの大切さについての理解を深めることができます。また、子どもが地域の中で生活する一員として、よりよい地域社会づくりに向けて意見を表明する機会を積極的に設けることは、子どもの社会参加の促進や地域への愛着形成にもつながると同時に、子どもの目線でとらえた意見や考えを県等の施策に活かす重要な取組となります。そこで、平成25年版三重県子ども条例年次報告書の作成にあたり、小学生、中学生、高校生を対象にこども会議を開催し、「地域への思いや意見」を話し合っていました。

#### 実施概要

会議名称 / 三重県こども会議「届けよう！まちを動かす僕らの声」

会議実施日 / 2013年7月27日（土）

会議実施時間 / 小学生会議 10：00～・中学生会議 13：00～・高校生会議 15：00～

会議実施場所 / じばさん三重 4階研修室①

合計参加者数 / 子ども 42名（小学生会議 14名 / 中学生会議 18名 / 高校生会議 10名）  
保護者 12名（オブザーバー）

各会議とも、三重県子ども条例とその基本理念（第3条）「子どもを権利の主体として尊重すること」「子どもの最善の利益を尊重すること」「子どもの力を尊重すること」について、参加した子どもたちが理解できるように説明したのち、子どもたちが日常生活の中で最もかかわりの深いものである3つの観点、家・学校・その他（国・県・市・町など）についてグループ別に自分たちの日頃の思いを出し合いました。子ども同士でディスカッションを行うことがまだ難しい小学生については、スタッフが子どもたちに普段思っていることや言いたいことはないですか？と声をかけながらコミュニケーションをとることで、会議が進むにつれてたくさんの思いが顕在化しました。

中学生、高校生会議では他者意見を否定してはいけないという唯一のルールのもと、それぞれのグループで出し合った思いの中から1～2のテーマを決め、その思いを実現するために「自分たちにながができるか」また「まわり（大人）にどうしてもらえればいいか」を話し合いました。

#### まとめ

今回のこども会議で出された子どもたちの意見から、子ども視点の鋭さや視線の広さ、考えの深さ、また、子どもの意見交換や話し合いによる意見の深まりや視野の広がりを実感することができました。参加した子どもたちから「こういう会議がもっとあれば良いのに」、「言いたいことが言えて良かった」、「また参加してみたい」という声を聞くことが出来たことから、子どもたちにとってこども会議が充実したものであったことが伺えました。子どもたちから出された意見のうち県が関係するものについては、三重県子ども・青少年施策総合推進本部のワーキング部会を通じて、関係部局に照会をかけ、最後の頁に県の取組状況としてとりまとめました。

今後は、この会議の開催意義や開催方法をまとめ、県内各地で取り組まれるよう市町に対し周知

啓発を行い、子どもの思いや意見が県・市町の施策や地域づくりに活かされるようなしくみづくりを広めていく必要があります。

### 小学生会議実施報告

会議名称 / 三重県こども会議「届けよう！まちを動かす僕らの声」

会議実施日 / 2013年7月27日(土) 10:00~12:00

会議実施場所 / じばさん三重 4階研修室①

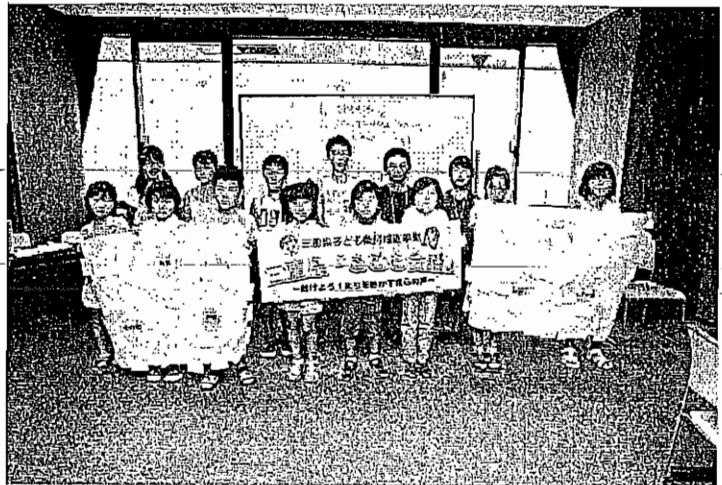
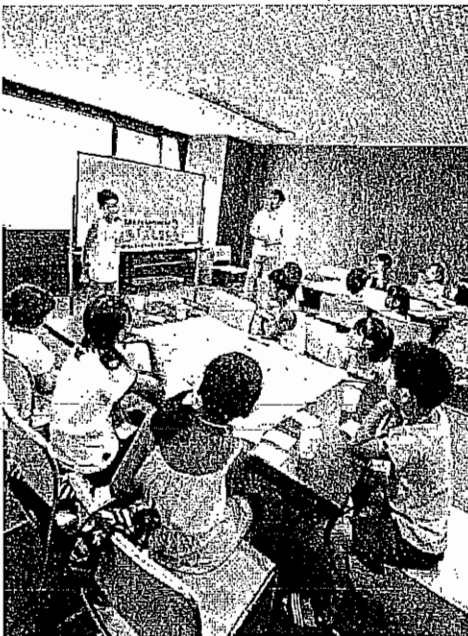
合計参加者数 / 子ども 14名 (1年生3名・2年生6名・3年生1名・4年生2名・5年生2名)・  
保護者 9名 (オブザーバー)

#### 【小学生会議で出された思いの数：207】

小学生会議では次のような思いが数多く出されました。

- 親や家族に対し、怒らないで欲しい、怒ると怖い、優しくして欲しい。
- 友達と遊びたい、家族とお出かけしたい。
- 習い事がもっと上手になりたい、あるいはやめたい。
- もっと〇〇してほしい、もっと〇〇したい、など現状以上を望むもの。
- 学校に対して、プール時間を増やして欲しい、宿題を減らして欲しい、嫌いな物は食べたくないなど給食についての思い。

小学生の傾向として、小学生会議で出された思い 207のうち、105が家(親や家族)への思いであり、親や家族にどうなって欲しいというもの、親や家族とどう過ごしたいというものが半数を占めました。しかしながら、その思いを伝えることが出来ている子どもは少なく、小学生にとって最も身近な家族であっても、言いたいことを言ったり、やりたいことをすると怒られる、という思いがある中、みんなが意見を出すこの機会に、自分も勇気を出して意見を出そうとする姿が見られました。



## 中学生会議実施報告

会議名称 / 三重県こども会議「届けよう！まちを動かす僕らの声」

会議実施日 / 2013年7月27日（土）13：00～15：00

会議実施場所 / じばさん三重 4階研修室①

合計参加者数 / 子ども 18名（1年生5名・2年生3名・3年生10名）・  
保護者3名（オブザーバー）

### 【中学生会議で出された思いの数：137】

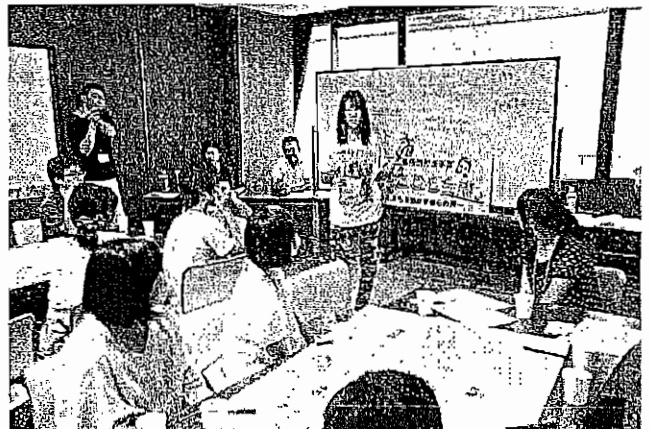
中学生会議では次のような思いが発表されました。

- 四日市にも観光スポットがほしい。
- 高校の授業料を無料化してほしい。
- 被災地の復旧を早くしてほしい。
- みんなが気軽に勉強ができる環境がほしい。
- 週6日制はやめてほしい。
- 中学生でもアルバイトが出来るようにしてほしい。
- いじめが多いので、社会全体でなくしていけるように。

グループでのディスカッションは「四日市にも観光スポットがほしい」「みんなが気軽に勉強ができる環境がほしい」「学校の週6日制をやめてほしい」「高校の授業料無料化」というテーマで行われました。

- ・「四日市にも観光スポットがほしい」についてはまちの良いところをPRしてどこにお金を使うかを決めるべきだ。
- ・「みんなが気軽に勉強ができる環境がほしい」についてはそもそも図書館など公共施設でのマナー意識を大人も学生も上げる必要がある。
- ・「学校の週6日制をやめてほしい」については学生が教育委員会と話し合う場所を定期的に設けるべきだ。
- ・「高校の授業料無料化」については署名活動や演説をする、チラシを作って貼る、ホームページを作るなどの広報を行うと良いのではないかと。

等の議論がなされました。



## 高校生会議実施報告

会議名称 ～／三重県子ども会議「届けよう！まちを動かす僕らの声」

会議実施日 /2013年7月27日(土) 15:00～17:00

会議実施場所／じばさん三重 4階研修室①

合計参加者数／子ども10名(2年生7名・3年生3名)

### 【高校生会議で出された思いの数：53】

高校生会議では次のような思いが発表されました。

- 外国籍で日本に住んでいる人にも選挙権を。
- 三重県は全国で5番目に外国人が多いのに、公共施設や看板などに他言語表記が少ない。
- 被災地がまだ立ち直っていないのに、原子力を再稼働するのはどうなのか？
- 西日野線を廃線せずに残したい。
- 実現できないようなマニフェストを言わないでほしい。
- センター試験制度の廃止をやめてほしい。
- 大きい場所でなくてもよいが、朝明プラザのような自習スペースをつくってほしい。

グループでのディスカッションは「日本に住んでいる外国籍の人にも選挙権を」と「西日野線の廃線について」というテーマで行われました。

「日本に住んでいる外国籍の方にも選挙権を」では、四日市にもたくさん外国人がいるのに、パスポートや各種申請場所が少ないのではないかと、議員が日本人だけだと、その議員や行政が実感していない外国人に関する諸問題が解決できないのではないかと等の議論がなされました。

また、「西日野線の廃線について」では、現在行政や鉄道で廃線が協議されている西日野線を、利用者の立場で考えれば残すべきだというグループの見解のもと、西日野線にマスコットキャラクターをつくり親しみを持たせたり、鉄道マニアを呼んでイベントを開催して利用者を増やしてはどうか等の議論がなされました。



## 県の取組状況

### 【中学生会議】

1. 高校の授業料を無料化してほしい。

(回答：教育委員会事務局予算経理課、環境生活部私学課)

現在は、高校生等のみなさんが、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国により、公立高等学校の授業料が無償化されるとともに、国立・私立高等学校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金が創設され、家庭の教育費の負担が軽減されています。また、私立高等学校等については、県独自の制度により、低所得者世帯に対し、さらなる支援を行っています。

ただし、国においては、給付型の奨学金制度の新設とあわせて、所得制限を設ける方向で検討がなされています。

2. 被災地の復旧を早くしてほしい。

(回答：防災対策部防災対策総務課)

三重県では、東日本大震災の発生後直後から、被災地の復旧を支援するため職員を派遣しており、平成 25 年度は岩手県・宮城県・福島県に合計 9 名の職員を 1 年間の派遣期間で派遣しています。

派遣職員は現地で、漁港の復旧や処理が困難な災害がれきの処理、被災地産品に含まれる放射能の測定業務などに携わって、復旧・復興の一端を担っています。

また警察官も平成 25 年度、福島県警を中心に派遣し、警戒区域でのパトロールといった業務にあたっています。

1 回あたり 60～70 名規模、約 2 週間の派遣期間で複数回派遣しており、今後も継続予定です。

3. いじめが多いので、社会全体でなくしていけるように。

(回答：教育委員会生徒指導課)

三重県教育委員会では、子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりを進めています。いじめ問題への取組としては、アンケート調査や面談などを行うことでいじめが行われていないかを把握するとともに、教職員を対象とした研修会を行い、いじめ問題に対して学校が適切に対応していけるように努めています。また、スクールカウンセラーを各学校に配置して、いじめなどの相談を受け付ける体制づくりを進めています。今後も、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、家庭や地域の協力も得ながらいじめ問題に取り組むとともに、学校だけで解決が難しいことが起きれば、県教育委員会から専門家を派遣して各学校の支援を行っていきます。

### 【高校生会議】

三重県は全国で5番目に外国人が多いのに、公共施設や看板などに他言語表記が少ない。

(回答：環境生活部多文化共生課)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことが必要です。

そのために三重県では、外国人住民と日本人とのコミュニケーションをはかるための取組として、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語) (<http://www.mie.portalmie.com/ja/>) で、外国人住民が三重県で生活していくうえで必要となる基本的な行政サービスや制度に関する情報を提供しています。

また、市町においても、ホームページを多言語化するなどして外国人住民に必要な生活情報等を提供するほか、外国人の利用者が多い運動施設の案内表示やごみ集積所の看板などに日本語と外国語を併記するなど、外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるよう取り組んでいます。

なお、総務省の人口動態調査(平成25年3月31日現在)では、三重県は外国人の割合が全国で4番目に多い県であるとの結果でした。

## (2) 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見及び県の取組状況

平成25年度第2回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
日時：平成25年7月25日（木） 13:30～15:20  
場所：吉田山会館206会議室（三重県津市栄町1丁目891番地）

### 1. 年次報告書の作成について

（意見）

年次報告書として一つの形をつくることは大切だが、実施報告としてのとりまとめ文書の作成を目的にするのではなく、現場の実態に目線を向けて、子ども条例をどのように子どもたちや県民のものにしていくか真に取り組み、その結果を取りまとめるという姿勢でのぞんでほしい。

（取組状況）

県の各部局が子ども施策を実施するにあたっては、三重県子ども・青少年施策総合推進本部に設置した子ども施策推進ワーキング部会を通じて、子どもの権利について子ども自身や県民が学ぶ機会を提供することや、子どもが意見を表明する機会を設け子どもの意見を尊重することなど、条例第11条が示す施策の基本となる事項をより多く確保するよう働きかけを行い、その結果を次年度の年次報告にまとめられるよう取り組んでいきます。

### 2. 子どもに対する条例の認知促進と啓発について

（意見）

子ども条例の対象である子どもたち自身が、自分たちは守られる権利があるということを知っていることが一番大切だと思うが、条例や条例によってできた制度について、子どもたちの認知はまだまだ低いという現状がある。また、この問題についての調査や今後の見通しも不十分である。子どもたちに一番ダイレクトに「子ども条例とは何か」を教育できるのは、学校教育だと思われるので、教育委員会と連携した取組をもっとすすめていく必要がある。

（取組状況）

平成25年度は、モデル事業として、こども会議や子どもを主体とした事業（こどもハローワーク）を実施し、条例について学ぶ機会を提供しています。また、県庁見学の際には、子ども用・家庭用リーフレットを配布し、説明を行っています。

同時に、保護者や学校関係者等を対象とした研修会・講演会において子ども条例を説明し、保護者や学校関係者等を通じて各家庭、学校においても条例の趣旨の理解が深まるよう努めています。

今後は、モデル事業として実施した「こども会議」のノウハウをまとめ、各地域での「こども会議」がより多く開催されるよう周知啓発を行うとともに、教育委員会等と連携を深め、子ども条例の教材化や学校を通じた地域への啓発促進について協議していきます。

### 3. 障がいのある子どもに対する視点について

（意見）

子ども条例が、障がいのある子どものことも含めて考えているものであるということを念頭に、条例の運用をしてほしい。障がいのある子の親にも、社会全体で考えているのだという安心感や温かい思いが伝わるとよい。

#### (取組状況)

条例前文において、「全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり」と明記していますが、それぞれの子どもの「育ち」があること、周りの大人たちがその「育ち」を支え、見守り、励ますことで、子どもたちが「大事にされている」と実感して育つことの重要性について県民が理解し、障がいのある子どもの自ら育つ力と多くの可能性についても社会全体で支えていくことが必要です。

障がいのある子どもへの取組については、県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園が専門医療や市町等関係機関への支援機能等を担うほか、広く福祉、医療、教育等関係職員を対象に各種研修会やシンポジウムなどを実施しています。24年度も、それぞれシンポジウムや研修会等をとおして、情報発信や啓発等を行いました。

今後も、こうした専門機関での研修会や子ども条例の理解促進のための各種講演会・研修会等の機会を捉えて、啓発を行ってまいります。

#### 4. いじめや虐待に対応する施策について

##### (意見)

いじめの問題については教育委員会が対応しているが、当事者である子どもがどのようなことを望んでいるかを把握し、子どもにとって最善な解決の方向はどうすればできるのか考えていくと、子どもオンブズパーソンという制度を導入することでみえてくる学校内部では完結しない新たな解決の方向性も存在するのではないかと。もっと子どもたちを救済していく必要があり、県としても子どもオンブズパーソンについて考えるということをはじめしてほしい。

##### (取組状況)

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用の相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。平成24年度の相談件数は3,445件で、その大半は子ども自らが力を回復して解決していくことができるよう手助けを行いました。いじめや虐待など子どもの力だけでは解決できないよう案件が17件あり、児童相談センターや教育委員会等関係機関と連携して対応しました。この関係者で構成する関係機関連絡会議において、現状における課題や他県等の取組事例等も参考にして、子どもオンブズパーソンについて研究していきたいと考えています。

#### 5. 要支援児童に対する取組について

##### (意見)

要支援児童がどんどん増えてきており、学校現場も困難さを増しているように感じ、学校に対して地域でも支援がもっとできないかと感じる。

要保護児童、要支援児童に対する子ども施策を中心とした取組がもっと必要ではないか。

##### (取組状況)

児童相談の一義的窓口として市町があり、要支援児童や要保護児童、特定妊婦等に対する支援を行うため、県内すべての市町において、児童福祉部門、母子保健部門、教育委員会、児童相談所、警察、病院等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会（以下「市町要対協」）が設置されています。

県では、平成24年度から市町の要請に基づき、市町要対協へのアドバイザー派遣等を行って、その運営を支援しているところです。



## 6. 社会的養護のあり方について

### (意見)

少子化にも関わらず、養護施設に入所する子どもが増えており、社会問題としてどうしたらいいのか、施策的に考え、展望をもつ必要がある。里親については、数を増やすとともに里親自身をケアするシステムが必要である。

### (取組状況)

三重県の社会的養護のあり方については、平成24年度に児童福祉施設経験者、学識経験者の参画を得て、検討したところです。その検討において、社会的養護を充実するために、児童養護施設等において家庭的な環境の中で子どもの養育を行う小規模グループケア化や、施設の地域分散化、また里親委託の推進や里親への支援等、一定の方向性を定めたところです。

平成25年度においては、全ての児童養護施設、乳児院が「家庭的養護推進計画」の策定に着手し、平成26年度には、その計画をとりまとめ、県としての「家庭的養護推進計画」を定めることとしています。

また、里親については、引き続き広報啓発により登録者の増加に取り組むとともに、児童相談センターの里親委託推進員及び児童養護施設等の里親支援専門相談員が家庭訪問等を行い、委託開始後間もない里親を中心に支援を行っているところです。

引き続き、ご意見ご提言をいただきながら、三重県の家庭的養護の充実を図ってまいります。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 第II部

### 子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書

## 1. はじめに

- 三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。
- 児童虐待については、全国での虐待相談の増加、重篤事例の発生など大きな社会問題となっており、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が行政に求められています。
- 本県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受けて、同年10月、県議会の決議がなされ、県と県民、市町、民間団体等が一体となって子どもを虐待から守るため、県は市町への支援の充実、関係機関の連携強化、人材育成の充実等について、万全の措置を講ずることとなっています。
- 県では平成23年度に、市町支援及び連携の検討調査、研修体系の見直し等に取り組み、組織体制や市町との連携強化に向けての取組を推進してきました。
- こうした中、平成24年には県内で虐待により乳児が死亡する事例が8月、10月と2件立て続けに発生しました。この事態を受けて平成25年4月、県は児童虐待対応を行う組織の改正及び職員の増員を行い、さまざまな課題に取り組んでいるところです。
- 本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は、9回目の報告書として平成24年度の状況を記載しています。

### 「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (基本的な考え方)

第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

#### (年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

## 2. 児童虐待相談の状況

### (1) 児童虐待相談の年度別推移

○平成24年度に県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談対応件数は、1,022件でした。対前年度92件増(約1割増)で、過去最多の件数となりました。

県内の児童相談所が受理した児童虐待相談対応件数は、平成15年度以降、大幅に減少した20年度を除き、年間500件を超える状況で推移し、22年度は858件と大幅に増加し、以降、23年度930件、24年度1,022件と過去最多件数の更新が続いています。

全国の相談対応件数をみても、児童虐待相談は増加を続けています。

本県において、平成24年度の相談対応件数が増加した背景については、地域の関心の高まりや、県と市町との連携強化による通告の増加などが考えられます。今後も引き続き、児童の安全確保を最優先とする観点から、児童虐待の防止等に関する法律、子どもを虐待から守る条例等に基づき、啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を強化していきます。

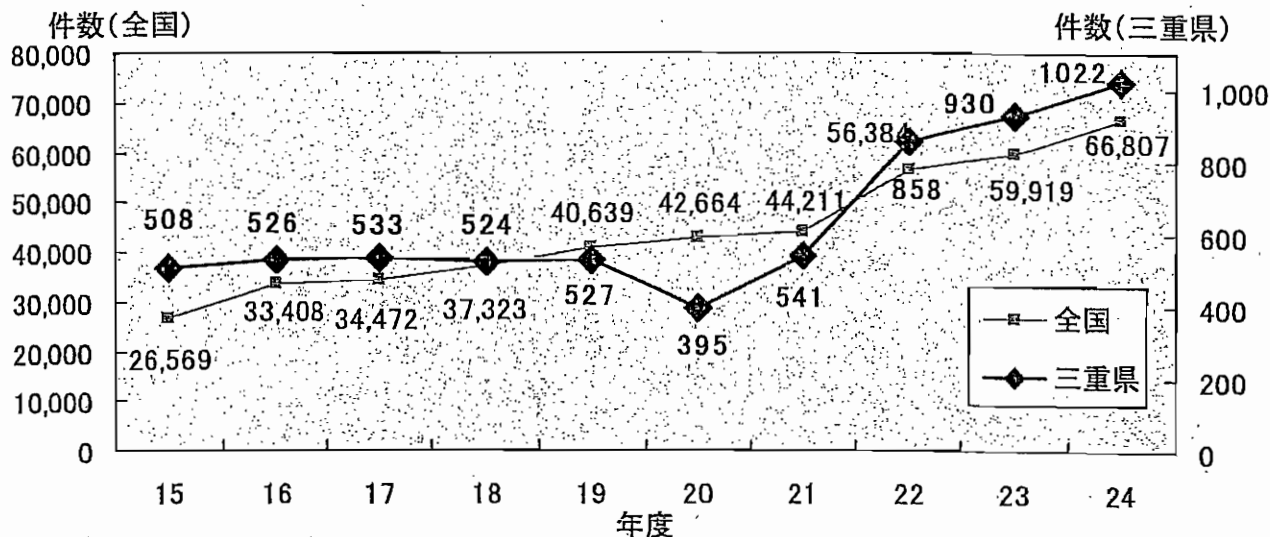
表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

(単位：件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807
三重県	508	526	533	524	527	395	541	858	930	1,022

注) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

### ○児童虐待相談対応件数の推移



## (2) 児童虐待相談の経路

○児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②県の機関、③近隣・知人となっています。

市町の機関からの相談が前年度より110件増の500件と最も多く、全体の48.9%を占めています。これは、市町が一義的な相談窓口であるため、発見者から市町に連絡が入り、緊急受理会議等で判断のうえ、児童相談所に通告する事例が増加しているものと考えられます。

県の機関についても、児童虐待問題への認識の深まりが、通告件数の増加につながっていると思われます。また、近隣・知人からの相談も多く、啓発や報道により、県民の関心も引き続き高いことがうかがわれます。

表2 児童虐待相談の経路（平成24年度）

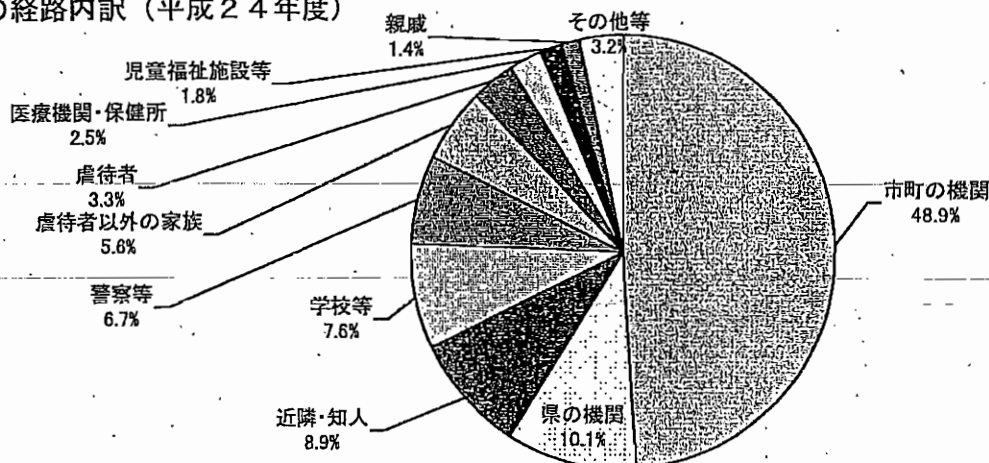
（単位：件、%）

経路 件数	家族		親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 童 委 員	保 健 機 関 所 関	施 児 童 福 祉 等 社	警 察 等	学 校 等	里 親	そ の 他	計
	虐 待 者	以 虐 待 外 者													
相談 件数	34	57	14	91	6	103	500	3	26	18	68	78	0	24	1,022
構成 比	3.3	5.6	1.4	8.9	0.6	10.1	48.9	0.3	2.5	1.8	6.7	7.6	0.0	2.3	100

（参考：平成23年度）

相談 件数	28	47	21	102	6	81	390	1	37	18	78	112	0	9	930
構成 比	3.0	5.1	2.3	11.0	0.6	8.7	41.9	0.1	4.0	1.9	8.4	12.0	0.0	1.0	100

○虐待相談の経路内訳（平成24年度）



### (3) 児童虐待相談の主な虐待者

○「実の母親」による虐待が5割強を占めています。

主な虐待者は、実母が560件、54.8%と最も多くなっています。これは、子育ての中心が母親であり、子どもと接する時間が長く、そのため育児をはじめとする様々なストレスが母親にかかり、その対象が子どもに向けて虐待を誘発している場合が多いものと考えられます。

こうした背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など様々な問題が考えられることから、地域社会で子どもを守る取組が、虐待の未然防止により一層重要となってきました。

表3 主な虐待者（平成24年度）

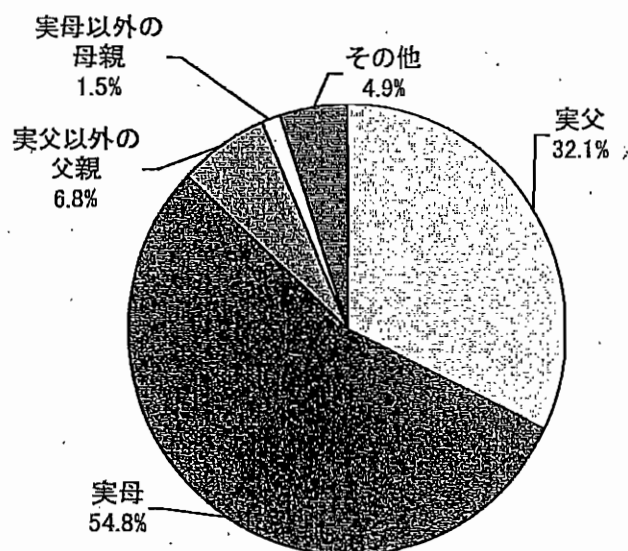
（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	328	560	69	15	50	1,022
構成比	32.1	54.8	6.8	1.5	4.9	100

（参考：平成23年度）

相談件数	301	503	65	8	53	930
構成比	32.4	54.1	7.0	0.8	5.7	100

#### ○主な虐待者内訳（平成24年度）



※構成比 (%) は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(4)被虐待児童の年齢内訳

○被虐待児童の8割強が、小学生以下の児童となっています。

虐待を受けている児童のうち、小学生以下の児童が839件と全体の82.1%を占めており、中学生が132件、12.9%、高校生その他が51件、5.0%となっています。

全国の児童虐待死亡事例の約9割は0歳から5歳までの児童であり、年齢が低くなるほど死亡や重篤事例の割合が高くなる傾向にあります。また、死亡事例の約4割を占める0歳児について加害者の過半数が10歳代の実母であることから、妊娠期からの支援や若年層への虐待予防の啓発が求められています。

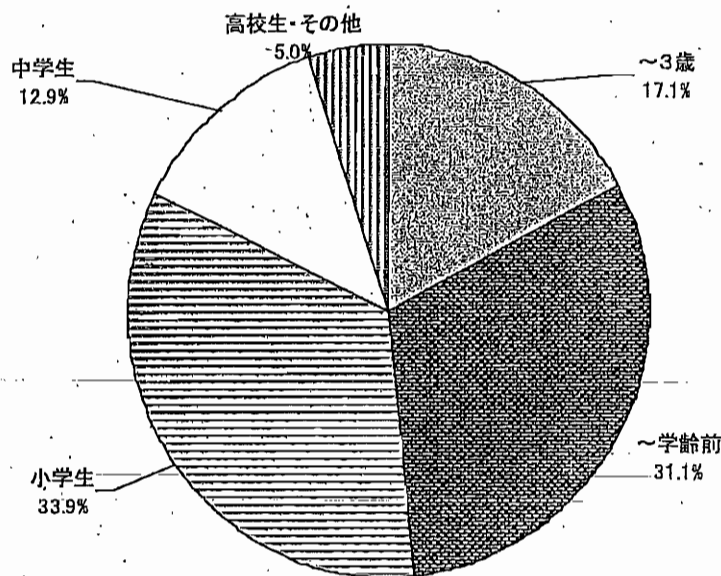
表4 被虐待児童の年齢内訳 (平成24年度) (単位:件、%)

被虐待者 件数	0~3歳 未 満	3歳~学齢 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	175	318	346	132	51	1,022
構成比	17.1	31.1	33.9	12.9	5.0	100

(参考:平成23年度)

相談件数	183	227	349	128	43	930
構成比	19.7	24.4	37.5	13.8	4.6	100

○被虐待児童の年齢内訳 (平成24年度)





(5) 児童虐待相談種別

○虐待相談種別では、「身体的虐待」が4割強と最も多く、「養育の怠慢ないし拒否」、「心理的虐待」が、ともに3割弱を占めています。

虐待相談の種別では、周囲の人が発見しやすい身体的虐待が前年度より104件増の447件で最も多くなっています。

次いで、養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）となっています。特に乳幼児に対するネグレクトは、生命に関わる事態やその後の成育に大きな影響を及ぼす恐れがあります。また、心理的虐待は、281件と前年度より11件の減少ですが、ネグレクトとほぼ同数となっています。

性的虐待については、数は少ないものの、児童の心身に大きなダメージを残す深刻な虐待です。発見が困難なため、学校や医療機関などの連携や、児童が相談しやすい環境の整備が必要です。

表5 主な虐待相談種別（平成24年度）

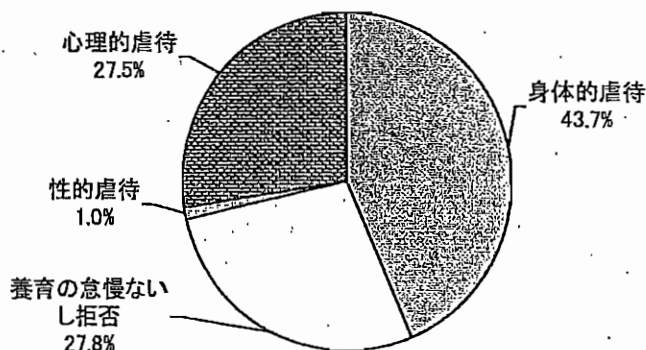
（単位：件、%）

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	447	284	10	281	1,022
構成比	43.7	27.8	1.0	27.5	100

（参考：平成23年度）

相談件数	343	273	22	292	930
構成比	36.9	29.3	2.4	31.4	100

○主な虐待種別内訳（平成24年度）



(6) 児童虐待相談後の処遇

○処遇別内訳では、訪問や来所等による「面接指導」が全体の約9割を占めています。  
 ○保護が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」と処遇された件数は、92件となっています。

虐待相談を受け対応した結果、面接指導を行うこととなったものが、893件と全体の87.4%にのびます。

児童虐待の再発を防止するためには、継続した面接指導とともに、関係機関が連携して支援し、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

また、相談・通告があったもののうち、92件について保護が必要と判断し、児童福祉施設への入所や里親への委託を行いました。そのうち、児童福祉施設への入所件数は、前年度より35件増の86件となっています。これらの児童の自立や家族再生に向けて、施設や里親による養育を支援していくことが必要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳 (平成24年度) (単位: 件、%)

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	86	6	893	37	1,022
構成比	8.4	0.6	87.4	3.6	100

(参考:平成23年度)

相談件数	51	6	844	29	930
構成比	5.5	0.6	90.8	3.1	100

○児童虐待相談後の処遇内訳 (平成24年度)

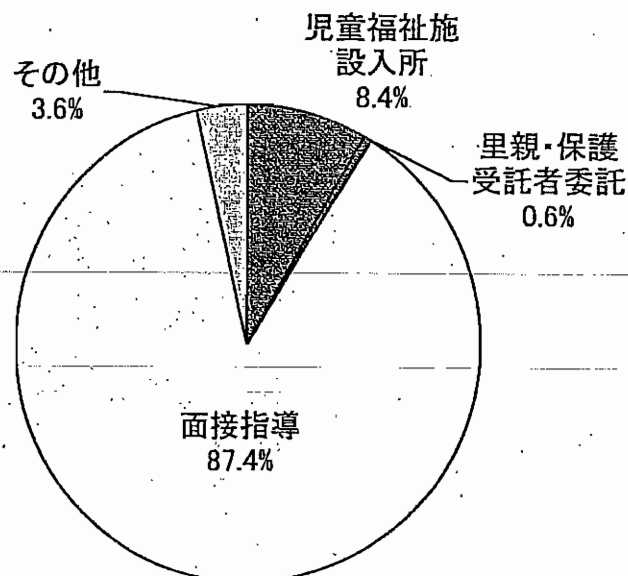
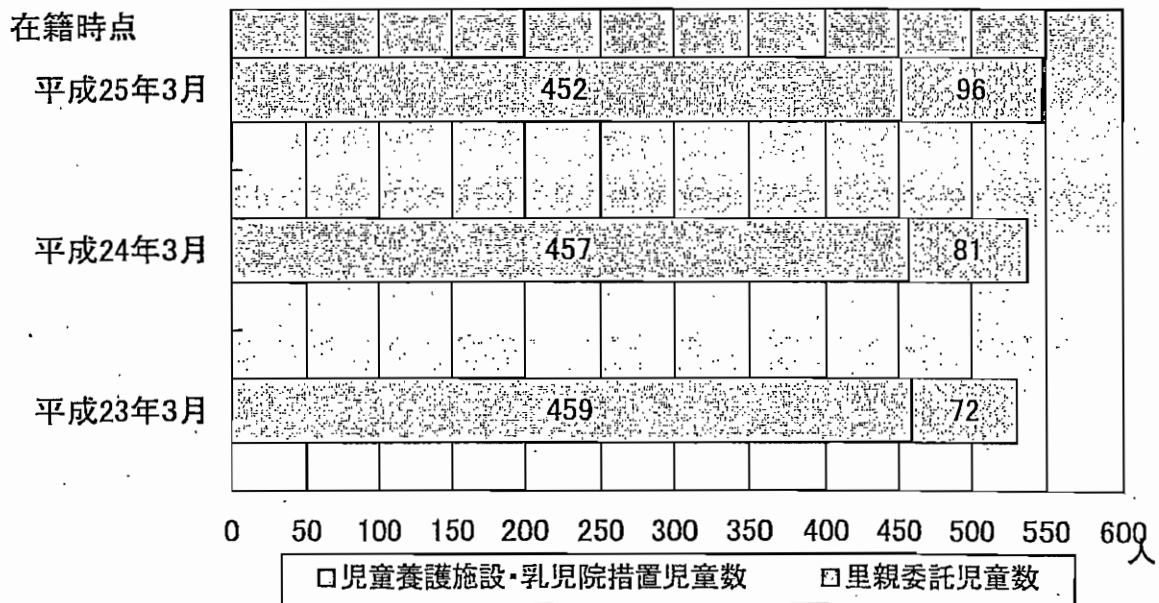


表7 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数 (単位：人)

人数	時点	H23. 3. 1現在	H24. 3. 1現在	H25. 3. 1現在
	児童養護施設・乳児院措置児童数	459	457	452
	里親委託児童数	72	81	96
	合計	531	538	548

○児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数



(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

平成20年12月に改正された児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合の状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。

平成24年度においては、被措置児童虐待の事例はありませんでした。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
0件	0件	0件

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3で定められた臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童のうち、虐待の事由によるものが全体の約半数を占めています。

平成24年度においては、児童虐待の防止等に関する法律に基づく出頭要求は12件実施しました。立入調査及び臨検・捜索の事例はありませんでした。

また、児童相談所による一時保護及び児童養護施設等への一時保護委託を実施した児童は523人で、うち約半数(247人)が虐待を事由とするものでした。

一時保護した児童については、安全確保を第一としつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を図ることが求められています。

表8 児童虐待防止法に基づく対応件数(平成24年度) (単位:件)

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請
件数	1,022	12	0	0	0	3

(参考:平成23年度)

件数	930	12	6	1	0	12
----	-----	----	---	---	---	----

表9 相談事由別一時保護の実施状況(平成24年度) (単位:人、日、%)

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
保護人数	247	207	8	33	7	21	523
構成比・人数	47.2	39.6	1.5	6.3	1.3	4.0	100
延べ保護日数	5,272	3,817	99	630	170	218	10,206
構成比・日数	51.6	37.4	1.0	6.2	1.7	2.1	100

(参考:平成23年度)

保護人数	265	291	19	48	16	8	647
構成比・人数	41.0	45.0	2.9	7.4	2.5	1.2	100
延べ保護日数	6,306	4,929	181	894	295	93	12,698
構成比・日数	49.7	38.8	1.4	7.0	2.3	0.7	100

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

## (9)三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証を受けた取組

### ① 2件の死亡事例の発生

平成24年8月、桑名市のパチンコ店の屋外駐車場において、生後5か月の乳児が車内に放置され、死亡する事例が発生しました。さらに同年10月、四日市市において、生後10か月の乳児が暴行を受けて死亡する事例が発生しました。いずれの事例も虐待者は母親で、刑事責任が問われています。

県では、これらの事態を重く受け止め、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会(三重県児童虐待死亡事例等検証委員会)において、事例の検証を行いました。桑名市の事例については6回の検証を経て平成25年3月に、四日市市の事例については9回の検証を経て同年9月に、知事に報告書が提出されました。

### ② 検証の論点

2事例の検証の主な論点は次のとおりです。

- 児童相談所職員の専門性の向上
- 適切な危険度査定
- 児童相談所と母子保健担当部門との連携
- 乳児院の専門性の向上
- 0歳児の身体の脆弱性の啓発
- 一時保護に係る児童相談所の組織的な対応力の向上
- 問題を抱えた保護者への支援
- 虐待事例への市町の積極的な関与
- 児童相談所と市町、警察等の関係機関の連携強化

### ③ 検証結果に基づく取組

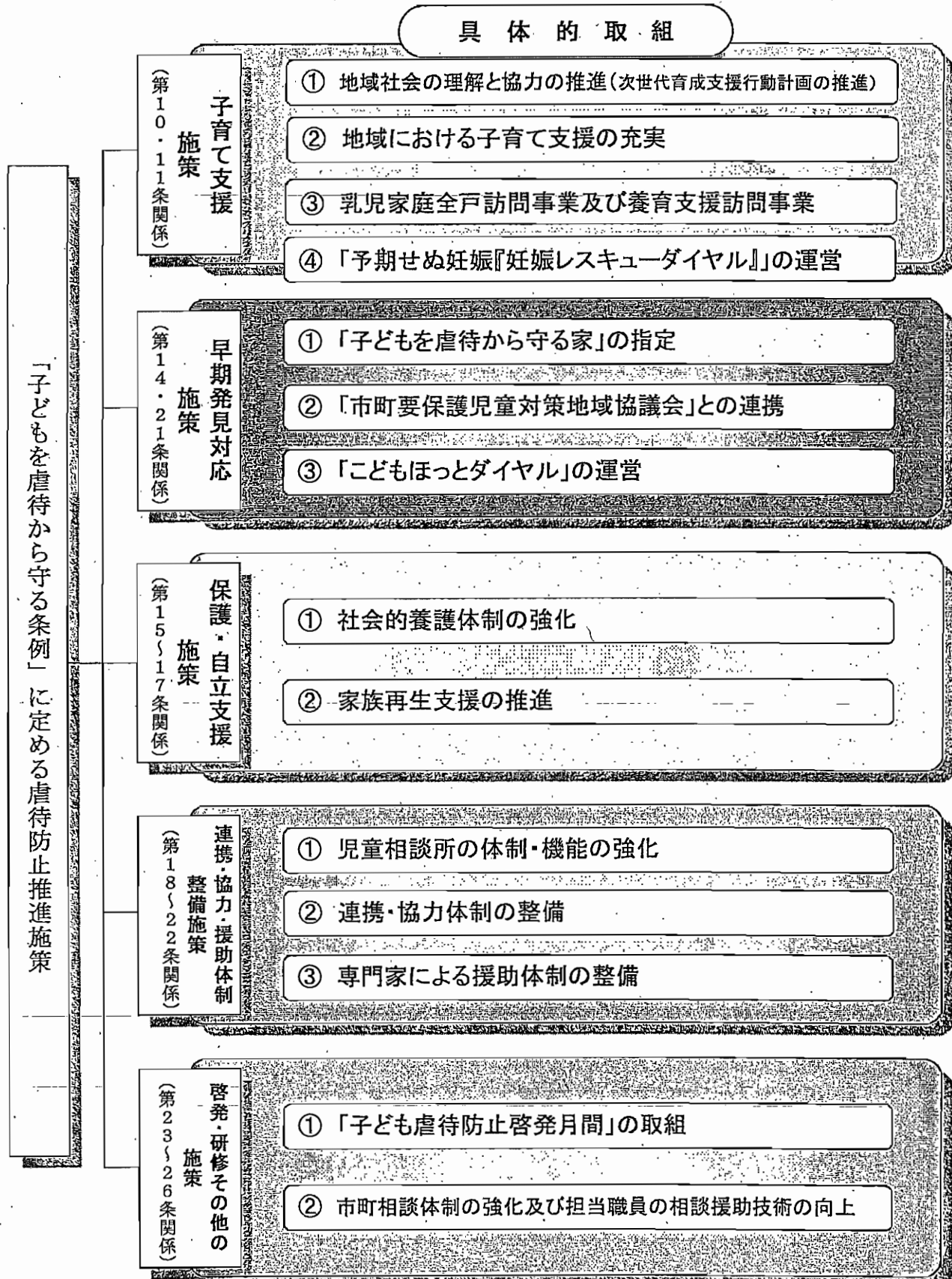
桑名事例の検証結果や四日市事例の検証での議論の経過を踏まえ、平成25年度は次の取組を実施しているところです。

- 児童虐待対応、危機管理及び市町支援推進に専門的に当たる「子ども虐待対策監」のポスト新設。
- 法的対応・介入型支援を強化するため、児童相談センターに法的対応室を新設し、弁護士と警察官等を配置。
- 児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設し、定期協議に基づく体制強化支援や市町のニーズに応じた各種研修開催による人材育成支援等により、市町の相談体制強化を推進。
- 組織体制の充実のため、各児童相談所にケースワーカーや保健師など計9名を増員。
- 虐待通告を受けての初期対応等の客観性、的確性を高めるためのアセスメントツールの研究開発、本庁一児童相談センター一各児童相談所間でリスク情報を共有化するシステム導入の取組。

### 3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

#### (1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

「子どもを虐待から守る条例」に基づき、次の体系による取組を行っています。



## (2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

○子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

### 【平成24年度の具体的取組】

#### ①地域社会の理解と協力の推進(次世代育成支援行動計画の推進)

「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(計画期間：平成22年度から26年度)では、多様な方々が参画・協働して様々な形態による支援や取組を行うことにより、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭に対する支援を引き続き展開しています。また子どもたちが持つ自らの育つ力を大切に育み伸ばそうとする「“子育て”をささえる視点」の共有や、青年期までの将来を見据えた「“とぎれのない支援”という視点」に立った、多様な施策を推進しています。

この計画では、児童虐待を防止するために、県、市町、関係機関、地域社会が連携して未然防止から早期発見・早期対応、保護、自立の支援に至るまで、途切れない総合的な取組を進めています。

本条例に基づき、児童相談所では、様々な事案について市町の要保護児童対策地域協議会の活動を通して、市町における児童虐待への理解や対応力の強化を支援しました。

#### ②地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

##### ●市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子どもプラン推進事業(放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業)により市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、平成24年5月1日現在、292か所に設置されています(厚生労働省実施状況調査による)。

放課後子ども教室は、平成24年度末現在60か所に設置されています。

##### ●ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、「ファミリー・

サポート・センター」のアドバイザー等を対象に研修会を実施し、取組例の発表や課題等についての意見交換などを行いました。

平成24年度末現在27市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

### ③乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業を行うなど、適切なサービス提供につなげることができる児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられています。

平成24年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は県内全29市町、養育支援訪問事業は21市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待の未然防止及び早期発見に寄与する事業であり、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

### ④ 予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を始めました。

これは、児童虐待死亡事例の多くが0歳児であり、その中でも生後1か月に満たない虐待死が52.2%と半数を超え、その加害者は全て実母であり、うち10歳代が過半数を占め、その多くが誰にも相談できなかつた等「望まない妊娠」が背景にあるためです。（平成24年7月厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例の検証結果（第8次報告）」より）

なお、平成24年度は17件の相談がありました。

#### 【相談電話の概要】

(1) 実施機関（県から委託）

・NPO法人MCサポートセンターみつくみえ（桑名市西別所302）

相談員：助産師、看護師等の医療専門職

(2) 相談電話番号 いいよなやみにんじんレスキュー  
090-1478-2409

(3) 相談日 月・水曜日 午後3時～6時  
土曜日 午前9時～12時  
(祝日、12月29日～1月3日を除く)



### 【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性についての理解を促進することが重要です。

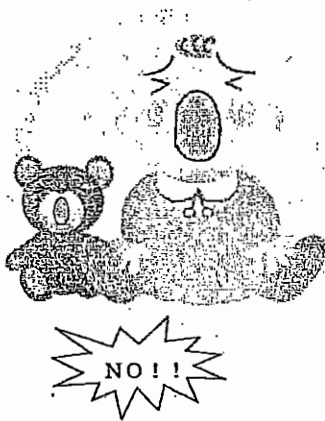
育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する的確な支援が行えるよう、情報の提供や関係機関との連携・協力がより重要です。

児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等を受けにくい若年層への重点的な取組が必要です。

### コラム ～「乳幼児揺さぶられ症候群」について～

“乳幼児揺さぶられ症候群”とは、子どもがなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで頭の中で出血が起きて脳を圧迫してしまい、重い障がいを残したり、死に至らしめたりすることで、虐待の一つとされています。

特に、首のすわっていない時期の赤ちゃんを揺さぶることは非常に危険です。



**激しく揺さぶってはいけません！！**

赤ちゃんの泣きには特徴がある！

- ・ 泣きにはピークがあります。  
(生後2～3か月頃をピークにその後減退します。)
- ・ 予測不能なときがあります。  
(何をしても泣き止まない時があります。)

泣いた時どうする？

- まずは、落ち着くこと！  
(理由がわからないときもあります。声かけしながら抱っこをしたり、外に出て環境を変えるのも良いかもしれません。)
- 一人で悩まないで、心配な時は保健センターや近くの相談機関に相談してみましょう。

☆ 困っているお母さん・お父さんを見かけたときは、「大丈夫」とか「良い方法がないか一緒に考えましょう」など、声かけしてあげましょう。

### (3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

○児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が不可欠であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

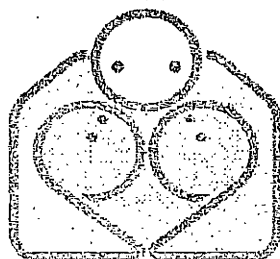
#### 【平成24年度の具体的取組】

##### ①「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定は、平成24年度末現在で394件となっています。

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

子どもを<sup>まも</sup>る家



三重県

##### ②「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

平成24年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、新たにアドバイザー派遣事業を実施し、11市町に計12回、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。

##### ③「こどもほっとダイヤル」の運営

三重県子ども条例第12条で定めた「相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を始めました。

平成24年度は3,445件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛など様々な相談が寄せられており、虐待に関する相談は15件ありました。

なお、虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得たうえで児童相談所へ通告する等により、早期対応を図っています。

#### 【相談電話の概要】

(1) 実施機関 (県から委託)

NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク  
(津市大里窪田町2709-1)

(2) 相談電話番号 0800-200-2555 (県内通話無料)

(3) 対象 県内の18歳未満の子ども (18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。)

(4) 受付時間 毎日午後1時～9時 (12月29日～1月3日を除く)

#### 【今後の課題】

児童虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻く様々な関係機関の連携・協力が重要です。今後は、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関がより一層連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

#### コラム ～「歯科の視点からの児童虐待防止と子育て支援～」

三重県では、平成17(2005)年度に被虐待児と歯科疾患や生活習慣との関連調査を行い、その結果をもとに、早期より歯科からの視点で児童虐待防止と子育て支援に取り組んでいます。

むし歯が多く、治療をしていない子どもに対して、歯科医療関係者は歯科疾患の改善について指導するだけでなく、親子の様子や子どもの生活背景なども考慮したうえで、市町の保健関係者や学校等と連携して、地域で子どもの見守りをする一因となるよう歯科医療関係者に啓発してきました。

最近では、その連携が進んできており、歯科医師の指摘により通報や保護につながったケースがあります。

また、児童虐待の可能性のある子どもを見守ることを目的に、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数

(MIES: Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren) を愛知学院大学および三重県歯科医師会と協力して開発しており、学校歯科健康診断時での活用の具体化に向け検討しています。



#### (4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

○虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があります。児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援や、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会等を実施しました。

#### 【平成24年度の具体的取組】

##### ①社会的養護体制の強化

県内児童養護施設に入所している小学生に対して、継続的な学習支援体制を確保し、学習意欲の低下や自信を喪失してしまう前の早い段階から、学習支援を行うことにより、児童が学習習慣とともに社会性を身につけ、新たなことに意欲的に取り組む姿勢や様々な困難を乗り越える力をつけるなど、地域において施設入所児童の自立を支援することを目的に、各児童養護施設において、週1回1時間程度の学習支援を実施しました。

また、平成24年4月1日、北勢地域(鈴鹿市)で定員30名の児童養護施設「鈴鹿里山学院」が新たに開設されました。

##### ②家族再生支援の推進

被虐待児童の家庭復帰や里親委託等を専門に担当するため、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

一方、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり、家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や、里親委託を行った後の里親家庭を訪問し支援等を行うとともに、里親の養育力向上のための研修を実施しました。

#### 【今後の課題】

被虐待児童を保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護体制の強化を図っていく必要があります。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親等への委託の推進や施設的环境整備の促進により、家庭的養護をより一層推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、要保護児童の保護者への支援・指導方法等を充実させていく必要があります。

## (5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

- 児童虐待相談対応件数が増加し、内容が複雑化している中、児童相談所に対しては、これまで以上に専門的な機能の発揮が求められています。しかしながら、平成24年8月及び10月に県内で児童虐待による死亡事例が立て続けに発生し、子どもを取り巻く様々な関係機関との連携強化や介入型支援の強化などの課題が明らかになりました。

### 【平成24年度の具体的取組】

#### ① 児童相談所の体制・機能の強化

児童相談センターに警察OBを採用し、各児童相談所における児童虐待での的確な介入型支援の強化に取り組みました。また、増加する一時保護児童に対する処遇・指導等の向上を図るため、正規職員2名及び一時保護対応協力員2名を増員しました。

さらに、中勢児童相談所一時保護所において、男女の居住エリア分離や個別にケアの必要な一時保護児童の安全を確保するための改築を行い、平成24年10月に完了しました。



《三重県児童相談センター》

#### ① 連携・協力体制の整備

市町への支援については、平成24年度から、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施し、市町の児童相談体制の強化に向けた取組を進めました。

また、毎年各児童相談所と管内の警察署が意見交換を目的とした合同会議を開催しており、平成22年度からは虐待通告を受けて立入調査を行うまでの実地訓練を併せて行っています。平成23年度から県・市町の教育委員会も加わって実施しており、平成24年度は各児童相談所管内で計5回実施しました。

## ② 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取（年間開催回数12回、審議案件15件及び報告案件15件）を行うとともに、弁護士による法的助言や指導を得ました。

### 【今後の課題】

平成24年度に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証結果に基づき、

- 児童相談所職員の専門性の向上
- 適切な危険度査定
- 児童相談所と母子保健担当部門との連携
- 乳児院の専門性の向上
- 0歳児の身体の脆弱性の啓発
- 一時保護に係る児童相談所の組織的な対応力の向上
- 問題を抱えた保護者への支援
- 虐待事例への市町の積極的な関与
- 児童相談所と市町、警察等の関係機関の連携強化

等の取組を確実に推進していくことが求められています。

このため、平成25年4月から本庁（子ども・家庭局子育て支援課）に子ども虐待対策監のポストを新設するとともに、児童相談センターに法的対応室及び市町支援プロジェクトチームを新設し、法的対応力の強化、市町の体制強化支援に取り組んでいます。

また、県内5か所の児童相談所にケースワーカーや保健師など計9名を増員配置するなど、児童虐待相談体制を強化しています。

## (6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ったり、理解したりすることが大切であることから、啓発を実施しました。特に、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」には、市町や民間団体等と一体となり、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、関係機関や職員等に対する研修会も実施しました。

### 【平成24年度の具体的取組】

#### ①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク(※)をはじめ、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

また、平成24年度は、全国各地でいじめが問題化していることから、県教育委員会と連携し、「いじめ防止」も併せて訴えかけました。

平成24年度の主な取組は次のとおりです。

#### ①【11月1日】「子ども虐待防止啓発月間」及び「いじめ防止」啓発キャンペーンキックオフセレモニー・街頭啓発の実施

・キャンペーンのスタートに合わせ、11月1日午前7時45分から、近鉄四日市駅前においてキックオフセレモニーを開催し、子ども虐待防止及びいじめ防止について知事メッセージを発信しました。また、その後、午前8時30分頃まで街頭啓発を行いました。

・知事、県教育長、四日市市長、四日市市教育長、みえ次世代育成応援ネットワーク代表など、約80名が参加し、約1,300人に対して啓発リーフレットや啓発物品を配布して、子ども虐待防止・いじめ防止について訴えました。

#### ②【11月4日】なでしこリーグ伊賀FCくノ一公式戦(最終節ホーム最終ゲーム)において、来場者約800人にオレンジリボン・啓発物品等を配布し、子ども虐待防止・いじめ防止について訴えました。なお、当該試合は、三重県人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する人権啓発試合の一環として実施されました。

#### ③【11月24日】子ども虐待防止啓発講演会の開催

・日時：11月24日(土)13:30～15:30

場所：三重県人権センター 多目的ホール

講師：島田妙子さん(被虐待の当事者。自らの被虐待経験を語る講演活動を積極的に実施。)

参加者：県民、みえ次世代育成応援ネットワーク会員、市町(要保護児童対策地域協議会)、児童福祉施設関係者など約80名

#### ④【期間中】県民オレンジリボンづくり・着用運動

～みんなで作る・着けるオレンジリボン～

・みえ次世代育成応援ネットワーク、市町(要保護児童対策地域協議会)等を

通じて周知し、賛同者にオレンジリボンキットを配布して、作成・着用していただきました。

⑤【期間中】子ども虐待防止及びいじめ防止に関するメッセージの発信

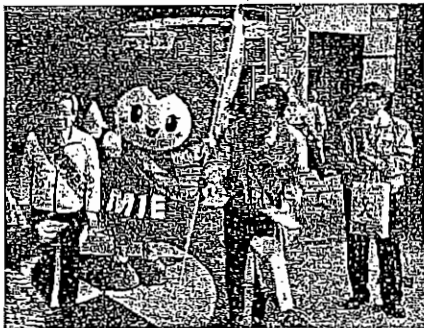
- ・みえ次世代育成応援ネットワークと連携し、ネットワーク会員企業・団体に子ども虐待防止、いじめ防止に関するメッセージカードを作成いただき、寄せられたカードをキックオフセレモニーやララスクエア四日市（4Fよっかいちステーション）等で期間中、展示しました。
- ・ララスクエア四日市来場者にメッセージカードを配布し、子ども虐待防止・いじめ防止のメッセージを記入していただき、展示しました。

⑥【期間中】その他、公用車等への啓発マグネットシートの貼付、近鉄四日市駅前スーパービジョンでの啓発放映、ラジオ等での啓発スポット・番組の放送などを行いました。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県内の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。

（平成24年度末現在会員数：626企業、498団体 計1,124会員）



《近鉄四日市駅前における街頭啓発のようす》



オレンジリボン  
児童虐待防止のシンボル



## ②市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町と児童相談所の人事交流及び市町職員向け研修の実施とともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。

### ● 市町児童相談担当職員研修会の実施状況

開催日	研修テーマ	受講者合計
H24. 10. 10	要保護児童対策地域協議会の運営について	31名
H24. 11. 14	里親をめぐる課題及び支援について	23名
H24. 12. 5	児童虐待相談の困難ケースへの対応について	51名
H25. 1. 23	障がい相談について	22名
※講師は有識者、里親、元児童相談所長、児童相談センター職員		延べ127名参加

### ● 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義内容	講師
H24. 10. 29	「児童虐待援助論（初期対応）」 「児童福祉論1」	中勢児童相談所 所長 鈴木 聡 鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範
H24. 11. 8	「児童福祉論2」 「養護原理」	鳥羽市健康福祉課 家庭児童相談員 久保 正 里山学院 施設長 鍵山 雅夫
H24. 11. 22	「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	児童相談センター総務・企画調整室 室長 長屋 由記枝 鈴鹿医療科学大学 教授 貴島 日出見
H24. 12. 3	「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	皇學館大学 教授 吉田 直樹
H24. 12. 21	「児童虐待援助論（発生予防）」 「児童虐待援助演習」	小児科医、三重県立看護大学客員教授 西口 裕
修了者数	児童福祉司任用資格認定証交付者	18名
	修了証書交付者	1名

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

### 【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を通じて、子どもの虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、市町等の人材育成を支援していく必要があります。



## 《 参 考 》

- 1 三重県子ども条例
- 2 子どもを虐待から守る条例

# 1 三重県子ども条例

平成二十三年三月二十三日

三重県条例第五号

三重県子ども条例をここに公布します。

## 三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てることのできる大人へと育っていく。そのために、人と人との強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- 三 学校関係者等 教育、福祉その他子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。

### (基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。

3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

（保護者の役割）

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

（学校関係者等の役割）

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

（県民等の役割）

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

（市町の役割）

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

（連携及び協働）

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

（施策の基本となる事項）

第十一条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

一 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。

二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。

三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

四 子どもを育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

（相談への対応）

第十二条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十三条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第十四条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 2 子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日  
三重県条例第三十九号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

子どもを虐待から守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条—第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条—第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 雑則（第二十七条—第二十九条）

附則

### 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

（市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。

2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

## 第二章 未然防止

（子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。



2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子育て支援指針)

第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

### 第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第四章 保護及び支援

##### (保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### (虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

#### 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

##### (連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

##### (専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

##### (在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

一 子どもからの相談に応ずること。

二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。

4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。

5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

## 第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

#### 第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。